



石川労働局発表
令和3年9月7日（火）

【照会先】
石川労働局労働基準部賃金室
室長 川崎 春夫
地方賃金指導官 春日 俊
電話 076 (265) 4425

報道関係者 各位

石川県最低賃金は10月7日から 「時間額861円」に改正されます！

石川県内の事業場で働くすべての労働者に適用される地域別最低賃金である「石川県最低賃金」について、石川労働局長（吉田 研一）は、石川地方最低賃金審議会（会長 高見 俊也）の審議を経て、本年8月11日付けの改正答申どおり「時間額861円」に改正決定し、本日付で官報公示を行いました。その効力発生日は、本年10月7日（木）となります。

令和3年度の最低賃金の改正金額の「時間額 861円」は、現行の石川県最低賃金の「833円」を「28円」引き上げるものであり、引上げ率で3.36%となります。

本年10月7日（木）から、石川県内で事業を営む使用者は、原則として、パートタイム、アルバイトを含む使用するすべての労働者に対し、「時間額861円」以上の賃金を支払わなければなりません。

| 改正額 (時間額) | 現行額 (時間額) | 引上げ額 | 引上げ率 | 効力発生日 |
|--------------|--------------|------|-------|--------------|
| 861円 | 833円 | 28円 | 3.36% | 令和3年10月7日(木) |

石川労働局では、官報に公示された9月7日から効力発生日の10月7日までを「石川県最低賃金周知強化期間」として、各労働基準監督署及び各公共職業安定所とともに集中的に周知活動を行います。

地方公共団体、使用者団体、労働者団体等県内の関係機関に対して、広報誌への掲載やポスター掲示依頼などの協力要請のほか、県内主要駅へのポスター掲示依頼、石川労働局が開催する各種説明会、研修会等でのリーフレットの配布等、あらゆる機会を捉えて周知します。

なお、厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金の引き上げを図るため、「業務改善助成金制度」を設けています。

今回の引き上げに伴い、8月1日からは、要件の緩和・拡充を行っておりますので、詳しくは、石川労働局ホームページの新着情報（「業務改善助成金」の特例的な要件の緩和・拡充を8月から行います。）をご確認下さい。